

令和3年度亀岡市いじめ防止対策推進委員会議事録

日 時 令和4年2月16日 午後1時30分から2時40分
場 所 亀岡市役所 2階203会議室

委員出席者

福本 委員
上原 委員
塚本 委員
上松 委員
中川 委員
迫間 委員
以上6名

欠席委員

岡本 委員
以上1名

事務局

神先 教育長
片山 教育部長
久保 教育部次長兼総括指導主事
三宅 学校教育課長
須知 指導主事
西田 指導係長
子安 指導係主任

傍聴者

なし

- 1 委員紹介
事務局から委員の紹介
- 2 事務局紹介
事務局から職員の紹介
- 3 あいさつ
神先教育長

4 委員会の会議成立

出席委員は過半数のため、条例第7条第2項により会議が成立

5 委員長、副委員長の選出

亀岡市いじめ防止対策推進委員会条例（平成26年条例第18号）第5条の規定により委員長、副委員長の選任は、委員による互選とすることから、事務局が選任の方法を委員に諮った。

委員から特に提案等の意見なし。

事務局から選任案を提案することについて委員に諮った。

委員 全員異議なし

事務局から委員長、副委員長を提案する。

委員長に 亀岡市保護司会副会長 塚本綏佳子 様

副委員長に 亀岡市医師会理事 上原久和 様

事務局からの提案に対して、委員に諮った。

委員 全員異議なし

委員長に 塚本綏佳子 様

副委員長に 上原久和 様

を選任。

委員長、副委員長の席へ移動

塚本委員長から就任のあいさつ

上原副委員長から就任のあいさつ

6 議 題

議事進行は、条例第7条に基づき委員長が行う。

委員長：傍聴許可申請について確認。

事務局：傍聴申請者なしと報告。

委員長：（1）令和3年度亀岡市のいじめ防止の啓発事業等の取組について

（2）亀岡市内の小・中・義務教育学校の状況について

一括して事務局から説明をお願いします。

委員長：ただ今の事務局からの説明について、ご意見、又はご質問があればお願いします。

委員：資料のデータについて、令和2年度までは、文部科学省の調査、令和3年度は、京都府の調査ということで、出典が異なるということと、令和3年度は1学期までのデータであるということ踏まえて考えなければなりませんね。

事務局：例年、国の調査は、年度が明けた4月に実施されるものであり、この時期に、令和3年度の状況をお示しすることはできません。

委員：認知件数で、小学校1年生の数値が、年々下がっているのは、アンケートに慣れたということと関係がありますか。

事務局：関係はありません。低学年であっても、2年生も数値が下がっているが、これもアンケートに慣れたということとは関係ないと考えています。なぜ、こういう傾向になるのか、みなさまの分析・意見をお聞きし、他の学年にも、こうしていけば、いじめが減るということを啓発していければと考えています。

委員：児童生徒数は、年々出生数が減っているが、そのことを踏まえて補正をかけると、もう少し減少幅は小さくなるのかもしれない。

委員長：今、いじめの調査について議論があったが、他に意見はありますか。いじめ未解消や、なぜ減少しているかなどについてどうですか。

委員：コロナのことが原因の事象は、何かありますか。

事務局：コロナのことで、何か言われていやな思いをしたというようなことは、学校から報告を受けていません。「いやなことを言われた」という中に埋もれている可能性はあります。

委員：コロナのことで、ばい菌扱いされたといったようなことがなかったのだろうかと感じています。

事務局：距離を取られたり、ばい菌扱いされたりということはあったとは聞いていますが、コロナと直結はしていなかったようです。

委員：実際、罹患されている人が、亀岡でも、この数ヶ月増えているが、今、この数値にはあがってないとしても、来年の調査では、それが現れてくるかもしれませんね。

いじめの態様について、④、⑤、⑥、⑦は、他の分類と異なるように感じる。④は傷害罪、⑤は恐喝、⑥は窃盗や器物破損、⑦は強要罪といったような刑事事件に相当する内容になるのではないかと思います。他の分類と同列に並べるということに違和感を覚えるが、どうでしょうか。

委員：同感です。刑事事件になったようなケースがあれば教えていただければ、参考になると思います。

事務局：「金品をたかられる」といったことは、小学生は、「たかられる」の意味がわからないものと思われます。教師がかみくだいて説明する時に、「お金貸して」と言われたことがあるか、というような言い方をして、そのことが、数値として反映されてしまうという状況もあるものと考えています。

委員：これらのことは、埋もれてしまわないようにすることが大事であると考えます。表に出していくべきであろうと思います。物を盗まれたり、壊されたり、お金をたかられた、恐喝されたということをしっかり重要視して、明らかにしていくことが重要です。

事務局：そういった事象があった場合に、教育委員会に報告があった際には、内容によっては、警察への連携や相談も積極的に進めているところです。

委員：29年度、30年度と比べると、昨年度、今年度は、やはり、コロナの影響があるのではないかと感じます。いじめの態様についても、①から⑦までは、直接接してのものであるが、昨年度の初めは、一斉休校もあり、直接接触することも少なかったと考えられるので、単純に感じるころとしては、コロナが、数値が減少している要因であると言えなくないと思います。

GIGAスクール構想の中で、亀岡市においては、オンライン授業を、どの程度展開していますか。

事務局：オンライン授業については、通常授業が行える平時に、オンライン授業をするということは、特に、小学校では実施しておりません。この1月からの感染拡大時には、中学生は、ある程度機械に慣れているので、家にいても操作することができ、一定オンライン授業を行ったりはしています。小学生は、特に低学年は、保護者が一緒にないと操作が難しいという状況があるところですが、何とか、健康観察を、教師と児童間で行ったりはしております。ただし、授業時間の6時間などを、全てオンラインで実施するというのは、発達段階という観点からも、集中力を持続するというのは難しいところです。しかしながら、オンライン授業でなくても、NHKが、自宅学習用の教材を作っているので、それを視聴し、レポートを書くというような方法もあるので、そういう形での、タブレットを使った学習を、小学校でも取り組んでいるところです。

委員：学童保育の稼働率は、わかりますか。

事務局：放課後児童会については、学級閉鎖をしているクラスの児童は、出席はできないこととしています。また、濃厚接触者や感染者の児童も、出席はできません。それ以外の児童に対しては、放課後児童会を閉鎖したりはしていないので、毎日実施しているところです。

委員：平時に、放課後児童会に、何人が来ているかわかりますか。

事務局：亀岡市の小学校の児童は約4,400人です。そのうち、1,000人程度が、放課後児童会に申し込みをしております。全体の約4分の1が申し込みをしていることとなります。ただし、月によっては変動があり、夏休みだけ利用するという場合もあります。年齢層でいうと、低学年、3年生までの比率が非常に高く、5、6年生は、あっても90人ぐらいまでの人数です。ほぼ、4年生までぐらいの利用状況であり、約1,000人のうちの、ほぼ9割程度が4年生までで占められているものと認識しております。

委員長：啓発事業について、横断幕の掲出などをしてもらっているが、コロナの前は、いじめ防止フォーラムを行うなどの取組みもしてもらっていました。今回も、計画していたが、実施ができなかったものがあれば紹介してもらえますか。

事務局：横断幕に載せている「いじめ防止宣言」が、平成28年に子どもたちの話し合いによってできたものですが、一定年数が経過しているので、新しいものとする計画を当初していました。しかしながら、子どもたちを集めて、フォーラムという形で実施するということではしたが、コロナの状況で困難となったので、今年度も見送らざるを得ない状況となったところです。この宣言ができた時には、中学校ブロックで、それぞれ案を1つ作って、それらの8案を持ち寄って、最終、亀岡市として作ったという経緯があるので、何人かで決めるというのではなく、できるだけ多くの意見を吸い上げて、煮詰めたものを作っていきたいと考えております。次年度以降の課題として考えていきたいと思っています。

委員：スマホ・ケータイ人権教室は、学校の先生が、子どもたちに指導するのですか。

委員：この人権教室は、人権擁護委員とNTTドコモの共催事業です。NTTドコモと法務局が連携して、各学校において、スマホ・ケータイ人権教室を行うものです。NTTドコモのインストラクター約4人が、30から40分程度講義を行い、その後、人権擁護委員も10分程度話をします。今年は、小学校・中学校、それから、高校でも2校で行ったところです。それ以外で、学校独自で、携帯電話会社と連携して実施しているケースもあるので、結構取り組まれているものであると思っています。

委員長：私も、スマホ・ケータイ人権教室に関わったことがあります。その時に学校が希望されたのは、ある動画共有アプリについての指導・助言であったということがありました。その時の子どもたちの反応は、そういうこともあるのか、そこまで考えていなかったといったものでした。このスマホ・ケータイ人権教室は、内容は様々であると思うが、有効な学びの機会であると考えています。

また、同じように、PTAも、スマホ・ケータイに係る研修に取り組まれていたということも聞いております。

委員：学校現場に行くことが多いが、いじめの態様の⑧の数値を見ると、SNSが問題となっているにも関わらず、数値が低いように感じます。また、仲間はずれにされている、冷やかしかからかいというのも、SNSが関連したものがあれば、もっと数が多くなるようになると思いますが。

事務局：SNSを介して、いやなことを言われたとなると、基本的には、⑧に計上されています。①の冷やかしかからかいは、面と向かって直接言われた場合として整理しているところです。

委員：グループからはずされるというのは入らないのですか。たとえば、ライングループとかSNSグループからはずされるといった場合は、カウントさ

れないのですか。

事務局：言葉だけでいくと、⑧は、パソコン・携帯電話で嫌なことをされるという場合となりますが、今のケースでいくと、②に入っていることも予想されます。

委員長：この「いじめの態様」の分類は、文部科学省の分け方ですか。

事務局：文部科学省の分け方です。文部科学省が行っている調査の言葉であり、京都府のいじめ調査も、この言葉を同じように使っています。

委員長：ひぼう・中傷とか仲間はずれなどを、勝手に入れるわけにはいかないのですね。

事務局：当方で、調査を送るときに、そういった形のことを留意しながら、付け加えて説明していくという方法で対応することは可能です。

今おっしゃっていただいた⑧のSNSを介したいじめ事象が内在化していることが十分ありえますので、調査をする時には、仲間外れとか、嫌なことを言われるといったところに、SNSがからんでいる場合には、むしろ⑧に計上してもらうことを、今後、各学校には付け加えて調査を実施していこうと思います。

委員長：これまでに、いろいろと御意見をいただいたが、今後、方向として、取り組んでいった方が良い啓発事業の関係や、学校の指導の取組みなどについて、御意見をいただけますか。

委員：今後、スマホを介してということを問題視して、注目をしていくならば、各学年の児童生徒が、日常的にスマホや携帯を扱っている状況を把握することが大切であると思います。どこまで調査できるのかわかりませんが、先ほど、動画共有アプリの話もありましたが、どういう種類・種別のSNSを、日常的に、小学校何年生の児童がさわっているかなど把握できていると、分析もしやすいものと考えます。

事務局：学力調査の質問紙調査の中で、そういった項目はあることはありますが、全学年が対象ではありません。おっしゃっていただいたように、実際にどういったアプリを活用しているのかという辺りの確認までは、なかなか難しいのが現状です。そこは、検討させていただいて、より実態を把握できるようにし、把握をした上で、どういう風な取組み・施策ができるのかの材料ができるようなことは考えていきたいと思っています。

委員長：動画共有アプリを見ないと、夜に寝ることができないといったことを、以前、中学生のことで聞いたことがあります。スマホ・形態の利用状況を、いじめと直接関わるかどうかは、次の問題として、ぜひ調査していただければと思います。

今後の取組みについて、何か御意見はございませんか。

委員：みらい教育リサーチセンターの教職員の研修講座を紹介いただいたが、スキルアップ講座のⅠとⅡがありますが、これは、同じ先生方が、通しで受けられるのですか。生徒指導は、生徒指導で、また、別の先生方が受講されるということですか。受講される先生は、立候補という形で募られてい

るのか、それとも、学校長が指名をされるのでしょうか。SNSも含めて、なかなか見えにくいし、非常に難しい事柄であり、発見も難しいものであると思います。先生方が、子どもたちの変化日常の様子も含めて、キャッチアップをするセンサーを磨いていくことが大事であると思っています。既にされていることではあると思いますが、基本の話でありますが大切だと考えていますが、この研修の体系、スキルアップ計画を教えてください。

後は、事務局が言っていた、アンケートの形骸化について、問題意識は持っておられるとのことですが、そこに関して、何かプランは、お持ちでしょうか。

事務局：1つめの御質問にお答えさせていただきます。御指摘のスキルアップ講座というのは、資料で13名とありますが、ある程度、学校長と教育委員会の調整の中で、この先生にということを決めております。この講座は、以前から、ずっと継続的に同じような内容でやってきておりますが、概ね2年目から3年目、4年目ぐらいの若手教員を対象とした口座になっていきます。それをできるだけ、全員の先生に受けてもらえるように、毎年、内容をブラッシュアップしながら開催をしております。

それから、子どもの発達専門講座についても、学校長との連携の中で、ある程度、発達の専門的に見る本務者の先生の中で、そういったことを研究している先生をセレクトし、毎年、同様の講座を、どんどん人を変えながら実施し、できるだけたくさんの先生に経験してもらうようにしています。後、具体的に、生徒指導等と書いてあるものについては、どの学校でも参加してもらうために、26名など、各校から出てもらうこととしております。そのような研修の形態になっております。

事務局：いじめ調査の形骸化についてですが、京都府の調査ですので、あまり市独自で、アンケートの内容を変更することは、できないと思っているところです。しかし、一番心配しているのは、子どもたちの形骸化もそうですし、先生方の形骸化も心配であると考えておりますので、教育委員会の方から、各学校に、改めて、このいじめ調査の重要性・意味合いをしっかりと伝えて、実際にアンケートをする時も、単純に、アンケートであるということだけでなく、このアンケートの意味合い等からめて、いじめはいけないとか人権の話を織り交ぜながら、実施できるような発信をしていきたいと思えます。

委員長：他に御意見ございますか。

委員：アンケートで認知した件数と、それ以外に先生が聞かれた件数をそれぞれ出してみても、アンケートで認知した件数が減っていたとしても、それ以外のところで増えていけば、アンケートの形骸化ということも分析できるので、その数値も出してみるのもよいかもしれません。

事務局：認知の中身を、どういう形で認知したかということ、もう少し詳しく見られるような形という意味でしょうか。

委員：アンケートには書けないけど、結局、他で認知されるということになるのであれば、事態は形骸化しているということになってしまうのではないかと感じています。

委員長：アンケートに、子どもが、いじめがあったと書かなくても、教師が観察していて、あの時、君が受けていたのはいじめだね、というようなことがあった時の指導というのはあるのですか。

事務局：それはあります。あるいは、アンケートでなくて、子どもたからの訴えですとか、保護者からの訴えですとか、教師自身が見つけて、事実確認の上指導をしているケースなどもあります。そのことは、この認知件数の中に含まれています。ただし、令和3年度については、京都府のアンケート調査の結果だけですので、今のところ、そういった部分は含まれてはおりません。

委員長：アンケートをした上で、状況を把握しているということですね。予定した時間となりましたが、ぜひこれはということがなければ、これで閉じたいと思います。

よろしいでしょうか。

皆様、積極的な御意見をいただきましてありがとうございました。

委員の皆様には、議事進行に御協力いただきましたことを感謝申し上げます。

これで、本日の会議を終了させていただきます。

それでは、事務局にお返しいたします。

7 閉 会

事務局からその他意見等の有無の確認の後、会議の終了を伝え閉会とする。